平成２３年（フ）第１０１２号
東京都板橋区高島平９丁目45―５―203
債務者　岩見田　康
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１４号
東京都新宿区新宿３丁目12―４―307
債務者　向山　美弘
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２３号
千葉県船橋市海神６丁目17―16―202
債務者　鈴木　陽祐
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２７号
東京都調布市深大寺東町６丁目４―３　馬部第２コーポ101
債務者　小野寺　隆
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３８号
東京都豊島区南大塚１丁目11―10　三田荘３号
債務者　常盤　武則
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４２号
東京都北区田端新町２丁目29―12
債務者　矢島　直久
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４３号
東京都北区堀船１丁目15―10―910
債務者　阿久津英子こと　朴　　英姫
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５０号
東京都中央区日本橋箱崎町41―６―307
債務者　鈴木　綾乃（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６４号
東京都練馬区石神井台１丁目５―４―302
債務者　大澤　尚哉
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９４号
東京都立川市錦町１丁目23―６―603
債務者　高野亜樹奈
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９８号
東京都品川区南大井６丁目８―３―405
債務者　狩野　良平
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９号
東京都足立区南花畑５丁目８―５―102
債務者　早乙女亜可子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００号
東京都台東区浅草２丁目16―７―202　ドムール浅草Ⅱ
債務者　三山八重子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０５号
東京都八王子市谷野町246
債務者　前島　久江
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０８号
埼玉県春日部市赤沼803―21
債務者　熊野　輝代
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０９号
神奈川県横浜市港南区東永谷１丁目26―５―102
債務者　小久保弘子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部